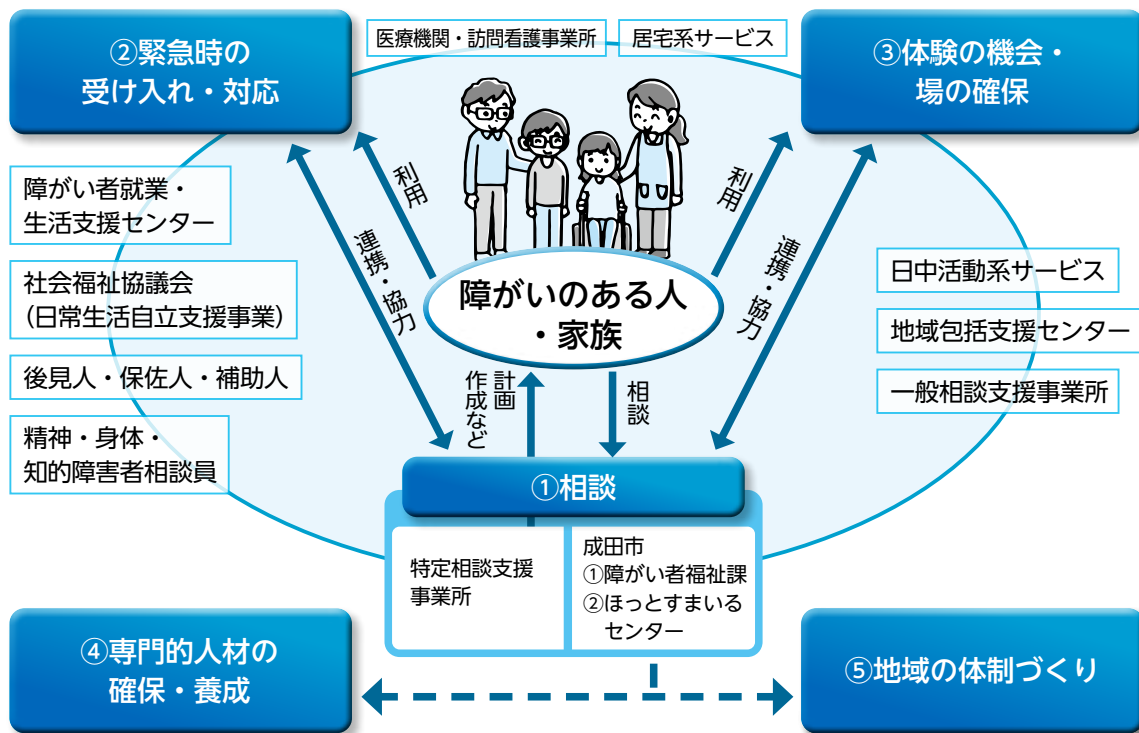


住み慣れた地域で暮らし続けるために



市では、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、必要な支援を切れ目なく行う地域生活支援拠点づくりに取り組んでいます。

地域で支えるために

高齢化率は年々上昇を続けており、障がいのある人の高齢化や重度化、介護する人の高齢化が大きな課題となっています。

市では、こうした状況の中でも、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を築くため、必要な支援を切れ目なく提供する「地域生活支援拠点」の体制強化を進めています。

地域生活支援拠点の役割

地域生活支援拠点では、障害福祉サービス事業所やほっとすまいるセンター(成田市障がい者相談センター)、障がい者福祉課などの関係機関が連携して、障がいのある人を支援します。家族の急な入院で介護する人がいなくなった場合や、障がいの重度化によって

- ④専門的人材の確保・養成
 - ・相談支援専門員に対する助言、学習会の開催
- ⑤地域の体制づくり
 - ・障がいのある人の地域移行・定着支援の推進
 - ・障がいに対する理解の啓発

相談を希望する人は

地域生活支援拠点の支援を受けるためには、事前の登録が必要となります。

支援を希望する人は、次の相談先に相談してください。

対象 障がいがあり、次のいずれかに当てはまる人

○同居する家族が高齢や病気で、介護を受けることができない

○1人暮らしで、緊急の対応が必要な時に支援を受ける方法が決まっていない

相談先

○障害福祉サービスを利用している人：契約している相談支援事業所

○障害福祉サービスを利用していない人：ほっとすまいるセンター(☎27-1106)

※くわしくは障がい者福祉課(☎20-1539)または、ほっとすまいるセンターへ。

役割と主な内容

①相談

・支援計画の作成

・関係機関との連携・協力

②緊急時の受け入れ・対応

・ショートステイ(緊急短期入所)の利用の調整

③体験の機会・場の確保

・グループホームの体験利用の調